

サービス付き高齢者向け住宅運営事業者部会細則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この部会は、サービス付き高齢者向け住宅運営事業者部会（以下、「部会」という。）という。

(目的)

第2条 部会は、サービス付き高齢者向け住宅利用者の権利を守るとともに、サービス付き高齢者向け住宅事業及び付随サービスの品質を高め、高齢者のよりよい生活に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅市場への認知活動
- (2) 行政への対応
- (3) サービス付き高齢者向け住宅事業の研究・研修
- (4) サービス付き高齢者向け住宅のケアの研究
- (5) サービス付き高齢者向け住宅事業の経営実態調査
- (6) 会員に対する相談窓口の設置
- (7) 本部会サイトの設置・運営

第2章 部会員

(部会員)

第4条 部会の会員は、高齢者住宅協会の会員から構成され、2号会員および1号会員の運営事業者が属する。

(入会等)

第5条 部会員になろうとする者は、高齢者住宅協会に入会しなければならない。

- 2 部会員は、毎年の会費支払いの際に「倫理綱領の遵守に関する誓約書」を提出しなければならない。

(退会)

第6条 会員は、退会しようとするときは、その旨を届け出なければならない。

- 2 会員が倫理綱領に反する行為など、会員としてふさわしくない行為をおこなった場合、幹事会はこの部会員に対して退会を勧告することが出来る。

第3章 役員及び機構

(役員)

第7条 部会に次の役員を置く。

幹事 10名以内

2 幹事のうち、1名を部会長とし、2名以内の副部会長を置くことができる。

(選任等)

第8条 部会長及び副部会長は、運営事業者部会員の中から理事会において選任する。

幹事は、部会員の意見に基づき部会長が選任する。ただし、必要がある時は、部会員以外のものから選任することを妨げない。

(役員の職務)

第9条 部会長は運営事業者部会を代表し、会務を統括する。

2 部会長は、事務局の組織と運営に責任を負うとともに、第3条の事業の執行を行う。

3 幹事は幹事会を構成し、会務を執行する。

(役員の任期)

第10条 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第11条 部会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、所要の事務局員を置く。

3 事務局員は部会長が任命する。

第4章 運営事業者部会総会（以下、「総会」という。）

(総会の機能)

第12条 総会は、部会の運営に関する重要事項を議決する。

(総会の開催)

第13条 定期総会は、毎年1回、会計年度終了後3カ月以内に召集する。

2 臨時総会は、幹事が必要と認めたときに、部会長が招集する。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、部会長とする。

(総会の定足数及び、議決)

第15条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 総会の議事は、特別の定めのある場合のほかは、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面評決等)

第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない部会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の部会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における、前条の規定の適用については、その部会員は出席したものとみなす。

第5章 幹事会

(幹事会の機能)

第17条 幹事会は、この会則で別に定めるものほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(幹事会の開催)

第18条 定期幹事会は事業年度中に4回、部会長が招集する。

2 臨時幹事会は、部会長が必要と認めたとき又は幹事の3分の1以上の請求があったときに、部会長が招集する。

(幹事会の議長)

第19条 幹事会の議長は、部会長がこれに当たる。

(幹事会の定足数及び議決)

第20条 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 資産および事業計画

(資産の管理)

第21条 部会運営に伴う会費収入等の資産は部会長が管理し、その方法は幹事会の議決を得て部会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第22条 部会の事業計画及び収支予算等は、毎事業年度ごとに部会長が作成し、

幹事会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第23条 部会の事業報告及び収支決算等は、毎事業年度ごとに部会長が事業報告および収支決算書を作成し、その年度の終了後3カ月以内に幹事会の議決を得なければならない。

(会計年度)

第24条 部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 支部

(支部)

第25条 部会は、支部を置くことができる。

- 2 支部は、各都道府県に1つまで設立することができる。
- 3 支部は、部会の会員をもって組織し、運営は各支部で定められた規約によるものとする。

(支部設立)

第26条 支部設立は、幹事会に設立趣意書を届出し、承認を得なければならない。

- 2 支部は、3名以上の部会の部会員から構成されることとする。
- 3 支部が設立された都道府県においては、その都道府県に所在する部会員は、支部会員とする。

(名称の使用)

第27条 支部は事前に協会の名称を使用する場合、あらかじめ事前に部会に文書などで承認を得なければならない。

第8章 細則の変更

(細則の変更)

第28条 この細則は、幹事会の決議を経なければ変更することができない。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則の変更は、令和2年4月1日から適用する。